

お客様各位

令和3年8月2日

日本国際商船株式会社



8月2日発令、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対応について

政府は2日、新型コロナウイルス対策として、埼玉、千葉、神奈川、大阪の4府県に緊急事態宣言を発令しました。対象地域は、発令中の東京都、沖縄県と合わせ、計6都府県に拡大となります。また、北海道、石川、京都、兵庫、福岡の5道府県には、新たに「まん延防止等重点措置」を適用しました。期間はいずれも31日までとなっております。

上記緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店に関しましては期間延長とし、大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきましても下記の通り時差出退勤制を時限的に取り入れ対応を行なわせていただきます。

<東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出退勤制>

通常始業時刻 AM9：00 ——> 実施後 AM8：00～AM10：00 の間を始業時刻とする。

通常終業時刻 PM17：20 ——> 実施後 PM16：20～PM18：20 の間を終業時刻とする。

<実施期間>

8月3日（火）から8月31日（火）まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。
ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上